川崎市教育委員会教育長訓令第１号

事務局各課

各教育機関

川崎市教育委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年１０月２０日

川崎市教育委員会教育長　落合　隆

川崎市教育委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会事務局公文書管理規程（平成１５年川崎市教育委員会教育長訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２号ただし書中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「は電子決裁システム（文書管理システム以外の電子情報処理組織であって、収受した公文書（以下「収受文書」という。）の登録及び電子決裁（電子的な方法により回議し、決裁を得ることをいう。以下同じ。）を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）又は一定の帳票を、」に、「、一定の」を「一定の」に改め、同条第５号中「は、」の次に「電子決裁システム又は」を加え、同号ウ中「あて」を「宛て」に改める。

第１２条第２項中「電磁的記録（」を「公文書（電磁的記録であって、」に改め、同項ただし書中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「は電子決裁システム又は一定の帳票を、」に、「、一定の」を「一定の」に改め、同条第３項中「電磁的記録を」を「公文書（電磁的記録であるものに限る。）を」に、「当該電磁的記録」を「当該公文書」に改める。

第１３条中「収受した公文書（以下「収受文書」という。）」を「収受文書」に改める。

第１６条第１項第１号中「（電子的な方法により回議し、決裁を得ることをいう。以下同じ。）」を削り、同条第２項中「電子決裁起案」を「前項の場合において、電子決裁起案」に改める。

第１７条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（電子決裁システム等による起案）」を付し、同条中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「にあっては電子決裁システム又は一定の簿冊、帳票等により、」に改め、「、文書管理システムによる起案によらず、」を削る。

第１８条の見出しを削り、同条中「文書管理システムによる起案によらず、当該収受文書の余白に処理案を朱書して処理」を「次の各号に掲げる収受文書の種類の区分に応じ、当該各号に定める方法により起案」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

（１）電磁的記録　電子決裁システムに当該収受文書及び処理案を登録する方法

（２）紙　当該収受文書の余白に処理案を朱書する方法

第１９条第１号中「等必要な事項を公文書の所定の欄（」を「その他の必要な事項（第１７条及び」に、「にあっては、収受文書の余白）」を「（特定文書処理の場合を除く。）にあっては、起案年月日、保存期間その他の必要な事項）を公文書」に改め、同条第２号中「文書には」を「公文書には、第１７条及び前条の規定による起案をする場合（特定文書処理の場合を除く。）を除き」に改め、「公文書の所定の欄（前条の規定による起案をする場合にあっては、収受文書の上部）に表示（第１７条及び前条の規定による起案をする場合にあっては、朱書）をし」を「当該公文書に表示し」に改め、同条第４号中「（特定文書処理の場合を除く。）」を削り、「する場合」の次に「（特定文書処理の場合を除く。）」を加え、同条第７号を削り、同条第８号を同条第７号とし、同条第９号中「場合」の次に「（第１７条及び前条の規定による起案をする場合（特定文書処理の場合を除く。）を除く。）」を加え、「これを関連文書」を「これを当該関連文書」に改め、同号を同条第８号とし、同条第１０号を同条第９号とし、同条第１１号中「急を」を「第１７条及び前条の規定による起案をする場合（特定文書処理の場合を除く。）を除き、急を」に改め、「（第１７条及び前条の規定による起案をする場合にあっては、朱書）を」を削り、同号を同条第１０号とし、同条第１２号を同条第１１号とし、同条第１３号中「あてに」を「宛てに」に、「文書のあて名」を「公文書の宛名」に改め

、同号を同条第１２号とし、同条第１４号中「あて名」を「宛名」に改め、同号を同条第１３号とし、同条第１５号中「には、」の次に「原則として」を加え、「（以下「事務担当課等」という。）」を削り、「当該公文書の末尾に「かっこ」で表示すること」を「表示するものとする」に改め、同号ただし書を削り、同号を同条第１４号とし、同条第１６号を同条第１５号とする。

第２１条第１項第１号中「文書管理システム」の次に「（第１７条又は第１８条の規定により電子決裁システムにより起案する場合にあっては、電子決裁システム。第５項において同じ。）」を加え、「第１９条第９号」を「第１９条第８号」に改め、同条第２項中「場合」の次に「（第１７条又は第１８条の規定による起案に係る場合を除く。）」を加える。

第２２条第１項中「回議を」を「回議（第１６条第１項の規定による起案に係るものに限る。）を」に改める。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。